

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 7 年10月 1 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 案件名

「二十歳（はたち）のつどい」案内はがきおよび式次第への広告掲載契約

(2) 広告掲載仕様

別紙「「二十歳（はたち）のつどい」案内はがきおよび式次第への広告掲載仕様書」のとおり

(3) 予定（最低）価格

4 5 , 4 5 5 円（税抜）

2 入札に関する事項

(1) 入札日時

令和 7 年10月20日（月）午後 2 時

(2) 入札場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 5 階 5－A会議室

(3) 入札保証金

入札金額の100分の 5 以上の額とします。ただし、秋田市財務規則（平成 9 年規則第37号。以下「規則」という。）第109条第 1 項各号のいずれかに該当するときは免除します。

(4) 注意事項

ア 規則および入札心得を遵守して、入札に参加してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか

否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札の執行回数は、1回を限度とします。

3 契約に関する事項

(1) 契約日

落札が決定した日から起算して7日以内

(2) 契約金額の支払い

令和7年11月28日（金）までに、市が指定する金融機関に振り込みしてください。

4 入札参加要件

(1) 秋田市内に本社、支店および営業所等を有している者又は秋田市内に個人で事業所を有している者であること。

(2) 市税に滞納がある者ではないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 秋田市広告掲載基準第5条および第6条の規定による営業、施設又は事業を行う者、ならびに制限を受ける広告でないこと。

(5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、令和7年10月10日（金）午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 掲載を希望する広告の素案（図案、文案のいずれも可）

エ 登記簿謄本（個人事業主のかたは住民票）

（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

オ 市税に未納のない証明書

(申込日現在、未納のないことがわかるもの。写し可。)

カ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)

キ 入札保証金に関する書類(様式4-1~3のうち、該当するもの)

別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

(2) 申込書等の受付

ア 受付期間

令和7年10月1日(水)から同年10月10日(金)までの土曜日、
日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市教育委員会生涯学習室(秋田市役所5階)

(3) その他

ア 様式は、秋田市ホームページから入手してください。

イ 申込書等は持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けできません。

6 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加要件等を満たしている者に指名通知をします。

(2) 提出された申込書等の審査の結果、指名されない場合があります。
その場合は、選定結果通知によりその旨を通知します。

(3) 上記(1)および(2)については、令和7年10月17日(金)までに電子メール等で通知します。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

秋田市教育委員会生涯学習室(企画振興担当)

電話 018-888-5810